

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

後期高齢者医療制度においては、制度施行時から低所得者等に対する保険料軽減特例措置が導入され、今日まで被保険者の負担軽減が図られてきました。

しかしながら、平成27年1月13日開催の社会保障制度改革推進本部において医療保険改革骨子が決定され、後期高齢者の保険料軽減特例措置を平成29年度から原則的に廃止するとされました。

当該措置の廃止は、最大で低所得者にあつては3倍、元被扶養者にあつては10倍の保険料増と大幅な負担となり、特に東日本大震災で甚大な被害を受けた本県の被災者にとって、生活の再建に深刻な影響を及ぼしかねません。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の施策の実施に必要な財源上の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

記

現行の保険料軽減特例措置について、平成29年度以降も現状どおり、継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月30日

名取市議会議長 郷内 良治

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

復興大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿